

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元年10月に消費税率引き上げに伴う介護報酬改定が施行され「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

医療法人社団協会「グループホームしづく」におきましても下記のとおり加算算定を行っております。

◆算定要件

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当施設における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表いたします。

分類	取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）により介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化